

いがし
伊賀市でくらす

がいこくじん
外国人のための

せいかつ
生活ガイドブック



にほんごばん
(やさしい日本語版)



伊賀市
Iga City

2025 (令和7) 年4月改訂
れいわ ねん がつかいてい

けが・病気

- | | |
|--|---|
| ① 急 <small>きゅう</small> な病 <small>びょう</small> 気 <small>き</small> 、大 <small>おお</small> けが、火 <small>か</small> 事 <small>じ</small> 、事 <small>じ</small> 件 <small>けん</small> 、事 <small>じ</small> 故 <small>こ</small> のとき | 2 |
| ② 救 <small>きゅう</small> 急 <small>きゅう</small> 車 <small>しゃ</small> を呼 <small>よ</small> ぶか迷 <small>まよ</small> ったとき | 3 |
| ③ 病 <small>びょう</small> 院 <small>いん</small> があいていないとき | 4 |
| ④ 病 <small>びょう</small> 院 <small>いん</small> | 5 |

災害(台風や地震)

- | | |
|--|---|
| ⑤ 災 <small>さい</small> 害 <small>がい</small> が起 <small>お</small> きる前 <small>まえ</small> の準 <small>じゅん</small> 備 <small>び</small> | 6 |
| ⑥ 災 <small>さい</small> 害 <small>がい</small> がおきたとき | 6 |

くらし

- | | |
|--|-------|
| ⑦ 在 <small>ざい</small> 留 <small>りゅう</small> 手 <small>て</small> 続 <small>つづ</small> き | 8 |
| ⑧ 引 <small>ひ</small> 越 <small>こ</small> しをするとき | 9 |
| ⑨ だれかが亡 <small>な</small> くなったとき | 9 |
| ⑩ 印 <small>いん</small> 鑑 <small>かん</small> 登 <small>とう</small> 録 <small>ろく</small> | 10 |
| ⑪ マイナ <small>せいど</small> ンバー制 <small>せいど</small> 度 | 11 |
| ⑫ ごみ | 12・13 |
| ⑬ 近 <small>きん</small> 所 <small>じょ</small> の人 <small>ひと</small> (近 <small>ちか</small> くに住 <small>す</small> む人 <small>ひと</small>)との交 <small>こう</small> 流 <small>りゅう</small> | 14 |
| ⑭ 犬 <small>いぬ</small> を飼 <small>か</small> うとき | 15 |
| ⑮ アパ <small>か</small> ートなどを借 <small>か</small> りるとき(賃 <small>ちん</small> 貸 <small>たい</small> 契 <small>けい</small> 約 <small>やく</small>) | 16・17 |
| ⑯ 電 <small>でん</small> 気 <small>き</small> ・ガ <small>すい</small> ス・水 <small>すい</small> 道 <small>どう</small> (下 <small>げ</small> 水 <small>すい</small> 道 <small>どう</small>)・携 <small>けい</small> 帯 <small>たい</small> 電 <small>でん</small> 話 <small>わ</small> (ス <small>まーと</small> フ <small>おん</small>) | 18・19 |

保険・年金・介護保険・障がい福祉・税金

- | | |
|---|----|
| ⑰ 健 <small>けん</small> 康 <small>こう</small> 保 <small>ほ</small> 険 <small>けん</small> | 20 |
| ⑱ 国 <small>こく</small> 民 <small>みん</small> 年 <small>ねん</small> 金 <small>きん</small> | 21 |
| ⑲ 介 <small>かい</small> 護 <small>ご</small> 保 <small>ほ</small> 険 <small>けん</small> | 22 |
| ⑳ 障 <small>しょう</small> が <small>い</small> 福 <small>ふく</small> 祉 <small>し</small> | 22 |
| ㉑ 税 <small>ぜい</small> 金 <small>きん</small> | 23 |

子どもをそだてる

②② ^{にんしん} 妊娠したとき	24
②③ ^{あか} 赤ちゃんが生まれたとき	24
②④ ^{ほいくしょ} 保育所・ ^{ようちえん} 幼稚園	25
②⑤ ^{しょうがっこう} 小学校・ ^{ちゅうがっこう} 中学校	26
②⑥ ^{こうとうがっこう} 高等学校（高校）・ ^{こうこう} 大学・ ^{だいがく} 短期大学・ ^{たんきだいがく} 専門学校・ ^{せんもんがっこう} 専門学校	27
②⑦そのた	28

交通ルール

②⑧ ^{ある} 歩くとき	29
②⑨ ^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗るとき	29
③⑩ ^{くるま} 車や ^{うんてん} バイクを運転するとき	29

そのた

③①こんなときは	30～33
③② ^{いがし} 伊賀市の ^{おお} 大きなまつり・イベント	34

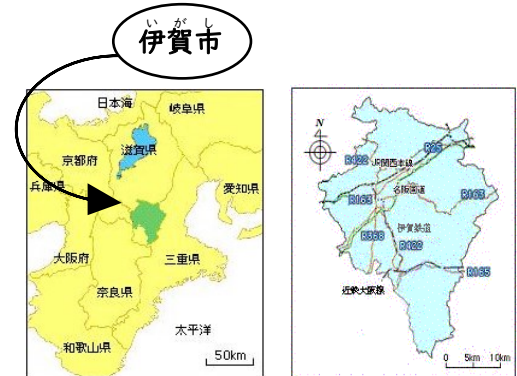


■伊賀市へようこそ■

このガイドブックは、伊賀市でくらす外国人の皆さんが安心して生活できるように作りました。

生活するために、知っておきたいことや、いのちを守るために必要なことが書いてあります。

ぜひ、このガイドブックをよんでください。



■伊賀市ってどんなまち？■

伊賀市は、三重県の北西にあります。滋賀県、京都府、奈良県と接しています。大阪・京都・名古屋まで、車で80分くらいです。

伊賀市に住んでいる人は、84,000人くらいです。その中で外国人は6,100人くらいです。（2024年12月末現在）

「松尾芭蕉」や「伊賀流忍者」のふるさととして有名です。

伊賀市の花・木・鳥



ささゆり



あかまつ



きじ

けが・病気

① 急な病気、大けが、火事、事件、事故のとき

でん 電 話	せつ 説 明	
 119 しょうぼうしょ (消防署) でんわ に電話します。 	きゅう びょうき 急な病気 おお 大けが	●「救急です」と言います。 ●救急車に来てほしい場所を言います。 ●病気やけがをした人の様子を言います。 ●あなたの名前と電話番号を言います。
	か じ 火 事	●「火事です」と言います。 ●火事の場所を言います。 ●何が燃えているかを言います。 ●あなたの名前と電話番号を言います。
※救急車を呼ぶ時のことが、いろいろな国のことばでわかります。 そうむしょうしょうぼうちよう 総務省消防庁 ほうにちがいこくじん きゅうきゅうしゃりよう 「訪日外国人のための救急車利用ガイド」 ※救急車は無料(0円)ですが、軽い病気やけがの場合は使うことができません。		
 110 けいさつしょ (警察署) でんわ に電話します。 	こうつう じ こ 交通事故	●「事故です」と言います。 ●いつ、どこで何があったかを言います。 ●あなたの名前と電話番号を言います。
	じ けん 事 件	●「事件です」と言います。 ●いつ、どこで何があったかを言います。 ●あなたの名前と電話番号を言います。

②救急車を呼ぶか迷ったとき

■伊賀市救急☆健康相談ダイヤル 24 ☎ 0120-4199-22

心や体の病気について看護師などに24時間電話で相談できます。

無料（0円）です。

相談できること	・ 軽いけが ・ 風邪 ・ 子どもを育てることの悩み ・ 介護（病気の人や高齢の人の世話をする） ・ 心の悩み、心配なこと など
相談できる時間	・ 日本語、英語、ポルトガル語 0：00～23：59（24時間365日） ・ ベトナム語 8：30～20：00（365日）

■三重県救急医療情報（コールセンター）

☎ 059-229-1199

救急車を呼ぶほどでない病気やけがなどの時、どの病院に行けばいいか、24時間電話で聞くことができます。

インターネットでは いろいろな国のことばで見ることができます。

「医療ネットみえ」



③ 病院があいていないとき

よる にちようび びょういん とき びょうき
 夜や日曜日など、病院があいていない時に、病気や けがの
 おうきゅうてき ちりょう
 応急的な治療をしてくれます。



■伊賀市応急診療所

☎ 0595-22-9990

ところ 伊賀市上之庄1700番地の1（岡波総合病院のとなり）

診療日	診療 科目	診てくれる時間	受付の時間
げつ 月～土	いっぱん 一般	20:00～23:00	20:00～22:30
にち 日・	しんりょう 診療	9:00～12:00	9:00～11:30
しゅくじつ 祝日	しょうにか 小児科	14:00～17:00	14:00～16:30
		20:00～23:00	20:00～22:30

■伊賀市応急診療所に持っていくもの

- 資格確認書またはマイナンバーカード
- お金
- 子ども・一人親・障がい医療費助成受給者証（持っている人）

👉 にほんご はな ひと きかい つうやく
 日本語があまり話せない人は、機械で通訳できます。

④ 病院

■ 病院の種類

ないか 内科	かぜや、内臓の病気を治します。
げか 外科	けがを治します。手術をします。
しょうにか 小児科	子どもの病気を治します。
せいけい げか 整形外科	ほね かんせつ きんにく などを治します。
がんか 眼科	め 病気を治します。
じ び いんこうか 耳鼻咽喉科	みみ はな びょうき などを治します。
しか はいしゃ 歯科（歯医者）	は 歯を治します。
さんふじんか 産婦人科	じょせい びょうき などを治します。子どもを産みます。

■ 病院に持っていくもの

- 資格確認書またはマイナンバーカード
- お金
- 診察券（持っている人）
- 子ども・一人親・障がい医療費助成受給者証（持っている人）

👉 日本語があまり話せない人は、日本語が話せる人に通訳をお願いしてください。

さいがい たいふう じしん 災害（台風や地震）

にほん たいふう あめ つよ かぜ じしん じめん
日本は台風（たくさんの雨と強い風）や地震（地面がゆれる）などの
さいがい おお くに
災害が多い国です。

さいがい お ～災害が起きると～

けいたいでんわ
携帯電話がつながりにくくなります。

でんき みず と
電気・ガス・水が止まることがあります。

でんしゃ と どうろ とお
電車・バスが止まったり、道路が通れなくなることが
あります。



さいがい まえ じゅんび ⑤災害がおきる前の準備

- じしん たいふう に ひなんじょ たし
地震や台風のときに逃げるところ（＝避難所）を確かめます。
- さいがい れんしゅう ぼうさいくんれん さんか
災害がおきたときの練習（＝防災訓練）に参加します。
- でんき みず と こま みっか いっしゅうかん
電気・ガス・水が止まっても困らないように、3日から1週間ぐらいの
た もの みず かいちゅうでんとう いえ じゅんび びちくひん
食べ物や水、懐中電灯などを家に準備しておきます。（＝備蓄品）
- に も た もの みず くすり たいせつ
逃げるときに持っていくもの（食べ物・水・薬・大切なものなど）
じゅんび
を準備します。



さいがい ぼうさい き き たいさくきょく ⑥災害がおきたとき 防災危機対策局 ☎ 0595-22-9640

- ただ じょうほう あつ お つ こうどう
正しい情報を集めて落ち着いて行動しましょう。
- く に し じょうほう かくにん
いろいろな国のことばで市の情報を確認できます。

ぼうさい じょうほう
防災・情報アプリ

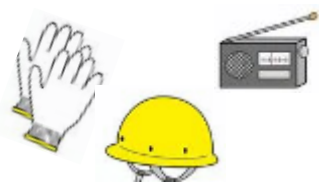


HAZARDON



とうろく い が し み
※登録の方法は伊賀市ホームページを見てください。



	びちくひん に も 備蓄品・逃げる時に持っていくもの
た もの 食べ物	☐ 乾 ^{かん} パンやクラッカー ☐ レトルト食 ^{しょくひん} 品・インスタント食 ^{しょくひん} 品 ☐ かんづめ ☐ おかし（チョコレート、あめなど） ☐ 粉 ^{こな} ミルク・ほ乳 ^{にゅう} びん など 
みず 水	☐ 飲 ^の むための水 ^{みず} （一人 ^{ひとり} 1日 ^{いち} 3リットルを3日分以上 ^{みっかぶんいじょう} ）
ふく 服など	☐ タオル ☐ 下 ^{した} 着 ^ぎ ☐ 長 ^{なが} 袖 ^{そで} の服 ^{ふく} ・くつした 
くすり 薬など	☐ ばんそうこう・包 ^{ほう} 帯 ^{たい} ・ガーゼ ☐ いつも飲 ^の んでいる薬 ^{くすり} ☐ ティッシュペーパー・マスク・歯 ^は ブラシ・携 ^{けい} 帯 ^{たい} トイレ ☐ 生 ^{せい} 理 ^り 用品 ^{ようひん} ・紙 ^{かみ} おむつ 
ねんりょう 燃料 しょうめい 照明 きぐ 器具	☐ カセットコンロ（★） ☐ マッチ・ライター ☐ 懐 ^{かい} 中 ^{ちゅう} 電 ^{でん} 灯 ^{とう} 
その他 ^た	☐ ヘルメット・軍 ^{ぐん} 手 ^て ☐ モバイルバッテリー ☐ 携 ^{けい} 帯 ^{たい} ラジオ ☐ ビニールシート（★）・寝 ^ね 袋 ^{ぶくろ} ・毛 ^も 布 ^{うふ} （★） 
きちょうひん 貴重品 たいせつ （大切な もの）	☐ お金 ^{かね} ☐ 銀 ^{ぎん} 行 ^{こう} や郵 ^{ゆう} 便 ^{びん} 局 ^{きょく} の通 ^{つう} 帳 ^{ちやう} ☐ はんこ ☐ パスポート ☐ 在 ^{ざい} 留 ^{りゅう} カード ☐ 資 ^し 格 ^{かく} 確 ^{かく} 認 ^{にん} 書 ^{しよ} またはマイナンバーカード 

※逃^にげる時^も（★）は持^もっていきません。

ざいりゅうてつづき
⑦在留手続

なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
名古屋出入国在留管理局 ☎ 052-559-2150

ざいりゅう
■在留カード

にほん ちゅうちようきかん げつ なが す がいこくじん ざいりゅう
日本に中長期間（3か月より長く）住む外国人は「在留カード（IDカード）」をもらいます。とても大事なカードです。

なまえ せいねんがっぴ じゅうしょ こくせき ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん か
名前、生年月日、住所、国籍、在留資格や在留期間などが書いてあります。

さいいじょう ひと も
16歳以上の人はいつも持っていてください。



ざいりゅう
■在留カードをなくしたとき

にゅうかん い あたら ざいりゅう か い ない い
入管に行って新しい在留カードをもらいます。（14日以内に行きます。）

も 持っていくもの	しゃしん まい ・写真 1枚 いしつぶつとどけでしやうめいしょ ・遺失物届出証明書 など	
--------------	---	---

う あか ざいりゅう
■生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

にほん あか う う にち なが にほん
日本で赤ちゃんが生まれて、生まれてから60日より長く日本にいますときは、入管に行って赤ちゃんの在留カードをもらいます。（生まれてから30日以内に行きます。）

も 持っていくもの	しゅっしょうとどけじ ゆりしやうめいしょ しゅっしょうとどけきさいじこうしやうめいしょ ・出生届受理証明書または出生届記載事項証明書 せたいぜんいん じゅうみんひやう ・世帯全員の住民票 も あか ・（持っていたら）赤ちゃんのパスポート など	
--------------	--	---

そうだん 相談するところ	がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 ☎ 03-5796-7112（IP, がいこくから） げつ きん 8:30～17:15	
-----------------	--	---

⑧ひっこしをするとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

■伊賀市から別の市に引越す（転出）

ひっこしをする前に、市役所に「転出届」を出します。（30日前から出せます。）「転出証明書」をもらいます。

も 持っていくもの	・パスポート ・在留カード ・マイナンバーカード（持っている人）
--------------	--

引越してから、引越した市の市役所に「転入届」を出します。（14日以内に出します。）伊賀市でもらった「転出証明書」も出します。

■伊賀市の中で引越す（転居）

引越してから市役所に「転居届」を出します。（14日以内に出します。）

も 持っていくもの	・パスポート ・在留カード ・マイナンバーカード（持っている人） ・国民健康保険証や医療費受給者証など （前の住所が書いてあるもの）
--------------	--

⑨だれかが亡くなったとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

亡くなったことを知った日から7日以内に市役所に「死亡届」を出します。

も 持っていくもの	しぼうしんだんしょ 死亡診断書 または したいけんあんしょ 死体検案書
--------------	-------------------------------------

※亡くなった人の在留カードはどちらかの方法で入管に返します。

・家の近くの入管で返します。

・手紙で書類と一緒に返します。こちらを見てください☞



サインの代わりに印鑑（ハンコ）を使います。市役所に登録した印鑑を「実印」と言います。

家を買う時や車の登録など、大切な書類には「実印」を使います。

印鑑を登録すると「印鑑登録証」がもらえます。「印鑑登録証」は「印鑑登録証明書」をとる時に使います。

■印鑑を登録するとき

とうろく 登録できる人	さいいじょう 15歳以上 (※15歳以上でも、できないときがあります)
とうろく 登録できる いんかん 印鑑	じゅうみんひょう とうろく なまえ つうしょうめい なまえ よ かた 住民票に登録している名前や通称名、名前の読み方 をカタカナであらわしたものの。
も 持っていくもの	とうろく いんかん ざいりゅう 登録する印鑑・在留カード
はら かね 払うお金	えん 300円

■印鑑登録証明書を取るとき

も 持っていくもの	いんかんとうろくしょう ざいりゅう 印鑑登録証・在留カード
はら かね 払うお金	まい えん 1枚300円

じゅうみんとうろく ひと せいど
住民登録のある人にはマイナンバー（個人番号）という番号があります。

けた ばんごう ばんごう ひとり ちが
12桁の番号です。この番号は1人ずつ違います。



■ マイナンバーが必要なとき

ぎんこう しょうけんがいしゃ
銀行や証券会社など

- がいく かね おく
・ 外国にお金を送るとき
- がいく かね おく
・ 外国からお金を送ってもらうとき
- こうざ
・ 口座をつくる時

しやくしよ
市役所

- しゃかいほけん ぜいきん しょうい だ
・ 社会保険や税金の書類を出すとき

かいしゃ みせ
会社やお店

- はたら はじ
・ 働き始めるとき
- などです。

■ マイナンバーカード

- しやくしよ しんせい
・ 市役所で申請するとマイナンバーカードがもらえます。
- つく おりよう えん
・ カードを作るのは、無料（0円）です。
- しょうめい りよう
・ マイナンバーの証明として利用できます。
- ぜんこく じゅうみんひょう うつ
・ カードがあると、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し
いんかんとろくしょうめいしよ はっこう
や印鑑登録証明書などの発行ができます。
- ざいりゅうきかん ひと ゆうこうきかん ざいりゅう
・ 在留期間のある人のマイナンバーカードの有効期間は、在留
きかん おな
期間と同じです。

⑫ごみ

■集積場（決められたごみを出す場所）でのごみ出し

ごみは種類ごとに分けます。決められた日に出します。

ごみの分け方をくわしく見るができます。

ごみの種類 ごみの出し方 ごみを出す日 	住んでいる地区で決まっています。 ごみカレンダーやごみアプリで確認してください。 (ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語で見ることができます。)    iPhone Android
ごみを出す場所	自治会に入っている人は自治会長や近所の人に確認してください。 アパートに住んでいる人は管理会社や大家に確認してください。
相談するところ 	さくらリサイクルセンター（青山地区以外） ☎ 0595-20-9272 伊賀南部クリーンセンター（青山地区） ☎ 0595-53-1120

■ごみを処理施設に直接持って行きたいとき

（青山地区以外の人）

※手数料は施設に直接聞いてください。

も 持って行くところ	ごみの種類
さくらリサイクルセンター (伊賀市治田3547-13) ☎ 0595-20-9272	燃えるごみ、リサイクルごみ、大きいごみなど ※必ず種類ごとに分けて持っていきます。 ※自分で家をリフォームした時に出るごみ（建築廃材）や 車の部品など、処理できないごみもあります。
不燃物処理場 (伊賀市西高倉4631) ☎ 0595-23-8991	ブロック、瓦、土砂など ※処理できないごみもあります。

も い 持って行くところ	しゅるい ごみの種類
い が なんぶ 伊賀南部クリーンセンター ☎ 0595-53-1120	も も ようきほうそう 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、 しげん そだい 資源ごみ、粗大ごみ ※ かなら しゅるい わ も 必ず種類ごとに分けて持っていきます。

■ そだい だ かた 粗大ごみの出し方

タンス・ベッドや自転車などの粗大ごみは、家の前まで取りに来てくれます。予約が必要です。

よやく ほうほう 予約の方法	① そだい うけつけ でんわ 粗大ごみ受付センターに電話します。 ② じゅうしょ なまえ でんわばんごう と き 住所・名前・電話番号・取りに来てもらうものと数を つた へんえます。取りに来てくれる日と、ごみを出す場所を き 聞きます。 ③ し やくしょ おお 市役所や大きなスーパーのサービスカウンターで 「そだい しよりけん 粗大ごみ処理券」(シール)を買います。 ④ そだい しよりけん なまえ か は 粗大ごみ処理券に名前を書いてごみに貼ります。 ⑤ と き ひ あさ じ あおやま ち く じ ふん 取りに来てくれる日の朝9時(青山地区は8時30分) までにごみを出します。
はら かね 払うお金など	・ かい よやく こ もう こ 1回の予約で5個まで申し込むことができます。 ・ そだい しよりけん まい えん 粗大ごみ処理券は1枚200円です。 ・ かなら よやく もう こ かず おな かず しよりけん 必ず予約をしてから、申し込んだ数と同じ数の処理券 か を買います。 (つか しよりけん かね かえ 使わなかった処理券のお金は返してられません。)
そうだん 相談する ところ	い が ほうぶ そだい うけつけ あおやま ち く いがい 伊賀北部粗大ごみ受付センター(青山地区以外) ☎ 0595-20-1255 い が なんぶ そだい うけつけ あおやま ち く 伊賀南部粗大ごみ受付センター(青山地区) ☎ 0595-64-8700

⑬ 近所の人（近くに住む人）との交流

- ・ 近所の人に会ったら、あいさつをしましょう。
- ・ 分からないことがあったら、近所の人に聞きましょう。



自治会

近所の人たちが集まって、みんなが安心して住みやすいまちにするため、いろいろな活動を行います。「自治会」に入って、いろんな活動に参加しましょう。そして、地域の一員になりましょう。

自治会に入るには	・ 自治会長に相談します。 ・ 自治会長が誰か分からないときは、近所の人や市役所に聞きます。 住民自治推進課 ☎ 0595-22-9639
自治会のいいところ 	・ 近くの人と助け合うことができます。 ・ 市からのお知らせなどを回覧板で教えてくれます。 ・ 自治会のごみ集積場にごみを捨てることができます。
自治会費 (払うお金)	・ それぞれの自治会で金額が違います。 ・ 自治会長に聞きます。
自治会の活動	・ ごみ集積場の管理をします。 ・ 地域の公園や道路のそうじをします。 ・ 防災訓練（災害の時に安全に逃げる練習や火を消す練習）をします。 ・ お祭りなどのイベントをします。

⑭犬を飼うとき

市民生活課

☎ 0595-41-0931

犬を飼うとき、市役所に「犬の登録申請書」を出します。

登録する犬	生まれてから90日をこえた犬
払うお金	3,000円（1匹）かかります。
注射	毎年1回、狂犬病を防ぐ注射を犬にします。 (市役所からはがきが届きます。)
まもること 	- 犬を散歩するとき、犬のふんはビニール袋などに 入れて持ちかえります。 - 家の外で犬を飼うときは、犬にリードをつけます。
犬が死んだら	犬が死んだときは、「犬の死亡届」を市役所に出します。 こちらからも出来ます。 
引っ越ししたら	引っ越ししたら、犬も住所変更が必要です。 ■伊賀市の中で引っ越ししたとき 伊賀市役所で手続きをします。 ■伊賀市外へ引っ越すとき 犬の登録をしたときに受け取った鑑札を持って、引っ越し先の市役所で手続きをしてください。
犬が逃げたら	犬が逃げたときは、保健所に連絡をしてください。 伊賀保健所 ☎ 0595-24-8080

⑮アパートなどを借りるとき (賃貸契約)

■必要なお金

やちん ちんりょう 家賃 (賃料)	まいつきはら かね ・ 毎月払うお金です。 にほん まえばら おお ・ 日本では、前払いが多いです。
しききん ほししょうきん 敷金 (保証金)	いえ き はら ・ 家が決まったときに払います。 げつ げつ やちん おな かね はら ・ 1か月から3か月の家賃と同じくらいのお金を払います。 いえ か ひと やちん はら ・ 家を借りた人が家賃を払うことができないときや、 いえ か ひと ひっこ おおや いえ か 家を借りた人が引越したあとに、大家 (家を貸す ひと いえ こわ よご なお 人) が、家の壊れたところや汚れたところを直すた つか めに使います。 つか かね かえ ・ 使わなかったお金は返してくれます。
れいきん 礼金	か いえ き はら れい かね ・ 借りる家が決まったときに払う お礼のお金です。
ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料	いえ しょうかい ふどうさんがいしゃ はら かね ・ 家を紹介した不動産会社に払うお金です。
かんりひ きょうえきひ 管理費 (共益費)	かいだん ろうか つか ばしょ でんきだい ・ 階段や廊下など、みんなが使う場所の電気代や、 そうじ はら かね 掃除のために払うお金です。
こうしんりょう 更新料	ちんたいけいやく お ひ こ おな いえ ・ 賃貸契約が終わっても、引っ越さないで同じ家に す やちん べつ はら かね 住むときに、家賃とは別に払うお金です。 ちんたいけいやく ねんかん ばあい おお (賃貸契約は2年間の場合があります。)

■ 民間住宅 みんかんじゅうたく

- ・ 大家 おおや から借 か ります。
- ・ 不動産会社 ふどうさんがいしゃ（家 いえ を借 か りたい人 ひと や家 いえ を買 か いたい人 ひと に、いろいろな家 いえ を紹 しょう 介 かい する店 みせ）に行 い って、家 いえ を探 さが します。

■ 公営住宅 こうえいじゅうたく

- ・ 市営住宅 しえいじゅうたく（市 し が貸 か す部屋 へや）と県営住宅 けんえいじゅうたく（県 けん が貸 か す部屋 へや）があり
ます。
- ・ 住 す むところに困 こま り、お金 かね があ ひと まりない人 ひと が、安 やす く借 か りることがで
きます。
- ・ 借 か りるには、いろいろな きまりがあります。

	市営住宅 しえいじゅうたく	県営住宅 けんえいじゅうたく
募集 ぼしゅう するとき	7 月 がつ 、1 月 がつ	4 月 がつ 、7 月 がつ 、10 月 がつ 、1 月 がつ
相談 そうだん するところ	住宅課 じゅうたくか ☎ 0595-22-9737	伊賀南部不動産事業 い がなんぶふどうさんじぎょう 協同組合 きょうどうくみあい ☎ 059-221-6171

■ アパートなどに住 す むときのルール

- ・ 大家 おおや に言 い わないで、ほかの人 ひと と住 す んだり、他 ほか の人 ひと に貸 か してはいけません。
- ・ 勝手 かって に部屋 へや をリフォー み ムしてはいけません。
- ・ 大 おお きな音 おと や声 こえ を出 だ してはいけません。（特 とく に夜 よる の 8 時 じ から朝 あさ の 7 時 じ まで）

- × 大 おお きい声 こえ で話 はな す。
- × 大 おお きい音 おと で音 おん 楽 がく を聞 き いたり、テレ み ビを見 み たりする。
- × パー うた ティーをし おど て歌 うた ったり踊 おど ったりする。
- × ギ が ター つき などの楽 つ 器 か を使 つか う。

⑩電気・ガス・水道（下水道）・携帯電話（スマートフォン）

■電気

- ・電気の利用は、不動産会社または大家に聞いてください。
- ・停電の情報を見ることができます。

ちゅうぶでんりょく
中部電力

ていでんじょうほう し
停電情報お知らせサービス



iPhone



Android

■ガス

- ・家で使うガスは「都市ガス」と「プロパンガス」の2種類あります。
- ・住むところで、ガスの種類が違います。
- ・ガスの種類とガスの器具が違っていると危険です。必ず不動産会社または大家に確認してください。

■水道（下水道）

- ・引っ越しのときは、必ず2～3日前までに水道（下水道）の使用開始・中止の連絡をします。

つか 使うとき	じょうげすいどう きゃくさま でんわ すいどう げすいどう ・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道） を使うことを伝えます。
つか 使うのを やめるとき	じょうげすいどう きゃくさま でんわ すいどう げすいどう ・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道） の使用をやめることを伝えます。 ※使うのをやめても連絡をしないと、料金がかり ます。

りょうきん はら かた 料 金 の 払 い 方	いづれかの方法で払います。 こうざふりかえ ①口座振替 あなたの口座から引いて払います。 (銀行や郵便局で申し込みをします。) のうふしょ ②納付書 納付書が届きます。銀行、郵便局、コンビニエンス ストア、スマートフォンアプリなどで払います。 ③クレジットカード あなたのクレジットカードで払います。 (パソコンやスマートフォンなどから申し込みを します。)
そうだん 相談するところ	じょうげすいどう きゃくさませんたー 上下水道お客様センター  0595-24-0013

けいたいでんわ **■携帯電話（スマートフォン）のこと**

けいやく ひつよう 契約に必要なもの	ざいりゅう ・ 在 留 カード ぎんこうこうざ ・ 銀 行 口 座 また は クレジットカード (※パスポートが必要な時もあります)
まもること	自分の名前で契約したスマートフォンを他の人に あげたり、売ったりしてはいけません。犯罪です！！
そうだん 相談するところ	でんわがいしゃ 電話会社のホームページなどで確認してください。

けんこうほけん
 ⑪健康保険

ほけんねんきんか
 保険年金課

にほん びょうき かなら けんこうほけん はい
 日本では、けがや病気になったときのために 必ず健康保険に入ります。

こくみんけんこうほけん
 ■国民健康保険

かいしゃ はたら ひと かいしゃ けんこうほけん しゃかいほけん はい
 会社で働く人は会社の健康保険（社会保険）に入ります。

しゃかいほけん はい ひと い が し こくみんけんこうほけん はい
 社会保険に入っていない人は伊賀市の「国民健康保険」に入ります。

ほけんぜい 保険税 はら かね (払うお金)	ほけんぜい ほけん はい ひと せたいぬし まえ とし 保険税は、保険に入る人や世帯主の前の年の しゅうにゅう ほけん はい かぞく にんずう き 収入、保険に入る家族の人数などで決まります。
びょういん はら かね 病院で払うお金 	びょういん しかくかくにんしよ 病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。 びょういん はら かね 病院で払うお金が20%か30%になります。 (まえ とし しゅうにゅう き (前の年の収入で決まります。))
そうだん 相談するところ	ほけんねんきんかかり 保険年金係  0595-22-9659

こうきこうれいしゃいりようせいど
 ■後期高齢者医療制度

さい こうきこうれいしゃいりようせいど はい
 75歳になったら、「後期高齢者医療制度」に入ります。

まえ はい けんこうほけん
 前に入っていた健康保険はやめます。

ほけんりょう 保険料 はら かね (払うお金)	ほけんりょう ほけん はい ひと せたいぬし まえ とし 保険料は、保険に入る人や世帯主の前の年の しゅうにゅう き 収入で決まります。
びょういん はら かね 病院で払うお金	びょういん しかくかくにんしよ 病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。 びょういん はら かね 病院で払うお金が10%になります。 (20%、30%の人もいます。) まえ とし しゅうにゅう き 前の年の収入で決まります。
そうだん 相談するところ	いりようじよせいかかり 医療助成係  0595-22-9660

そのほか

👉 病院に払うお金が決められた額をこえると、払ったお金の一部が戻ることもあります。(高額療養費)

👉 子どもが生まれたときにもらえるお金(出産育児一時金)や、保険に入っている人が死んだときにもらえるお金(葬祭費)があります。

⑮国民年金

保険年金課 0595-22-9659

日本では、20歳から59歳の方は必ず国民年金に入ります。

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで障がいが残ったときに、お金がもらえます。

- ・会社で働く人⇒会社の年金(厚生年金)
- ・会社で働いていない人⇒国民年金

保険料 (払うお金)	・保険料は、毎年変わります。 ・お金を払えないときは、年金事務所に相談します。
もらえる年金	・老齢基礎年金 65歳からもらえます。年金事務所に相談します。 ・障害基礎年金 病気やけがで体などに障がいが残ったときにももらえることがあります。
だったいちじき金 脱退一時金	・保険料を6ヶ月以上払って、年金を受け取らずに帰国したときにももらえることがあります。
日本年金機構 ホームページ	・年金の説明やお知らせをいろいろな国の言葉で見ることができます。 
相談するところ	津年金事務所 ☎ 059-228-9112 (自動音声案内で①→②)

⑱ 介護保険

日本に住む 40歳以上の方は、みんな「介護保険」に入ります。

保険料を払い、寝たきりや介護が必要になったとき 費用の一部

を払って必要なサービスを利用できます。

介護サービスを利用したいときは、市に要介護認定の申請をします。

相談 相談するところ 	・ 介護認定の申請・保険料のこと 介護高齢福祉課 ☎ 0595-26-3939 ・ 困りごと 地域包括支援センター ☎ 0595-26-1521
---	--

⑳ 障がい福祉

障がいのある人や家族が相談できます。

また、「障害者手帳」をもらうことで、いろいろなサービスが利用
できます。

相談 相談するところ	・ 手帳のこと 障がい福祉課 ☎ 0595-22-9656 ・ 困りごと 障がい者相談支援センター ☎ 0595-26-7725
-----------------------	--

②税金

税金は、日本に住む人が、国や県、市に払うお金です。

国や県、市は集まった税金をみんなの生活のために使います。

しょとくぜい 所得税	・ 国に払う税金です。 ・ 病院にお金をたくさん払ったときなど「確定申告」をすると、税金が少なくなることがあります。 うえのぜいむしょ 上野税務署 ☎ 0595-21-0950
しけんみんぜい 市県民税	・ 市や県に払う税金です。 ・ 1月1日に住所のある市に払います。 ・ いくら払うかは前の年の1月1日から12月31日にもらった給料などで決まります。 かぜいか 課税課 ☎ 0595-22-9613
じどうしゃぜい 自動車税 けいじどうしゃぜい 軽自動車税	・ 毎年4月1日に自動車やバイクを持っている人が県や市に払う税金です。 いがけんぜいじむしょ じどうしゃぜい 伊賀県税事務所（自動車税） ☎ 0595-24-8020 かぜいか けいじどうしゃぜい 課税課（軽自動車税） ☎ 0595-22-9613
こていしさんぜい 固定資産税	・ 毎年1月1日に固定資産（土地・建物など）を持っている人が市に払う税金です。 かぜいか 課税課 ☎ 0595-22-9614
ぜいきん はら 税金を払う	・ 税金を期限までに払わないと、税金のほかに延滞金も払うことになります。期限までに払えないときは相談します。 いがけんぜいじむしょ じどうしゃぜい 伊賀県税事務所（自動車税） ☎ 0595-24-8020 しゅうぜいか しけんみんぜい けいじどうしゃぜい こていしさんぜい 収税課（市県民税・軽自動車税・固定資産税・ こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税） ☎ 0595-22-9612

子どもをそだてる

②②^{にんしん}妊娠したとき ^{そだ しえんか}こどもの育ち支援課 ☎ 0595-41-1556

^{にんしん}妊娠したら、^{しやくしょ}市役所で「^{ぼ し けんこうてちょう}母子健康手帳」をもらいます。

^{しんぱい}心配なことや^{こま}困っていることがあれば^{そうだん}相談することができます。

■^{ぼ し けんこうてちょう}母子健康手帳

^{びょういん}病院に行くときに^{も い}持って行きます。

^{にんしんちゅう かあ けんこうじょうたい う あか からだ おお}妊娠中のお母さんの健康状態や、生まれた赤ちゃんの体の大きさ、
^{びょうき よぼうせっしゅ びょうき ちゅうしゃ}どんな病気や予防接種（病気にならないための注射）をしたか、など
^かを書きます。

^{ぼ し けんこうてちょう}母子健康手帳をもらう時、^{にんぶけんしん じゅしんひょう}妊婦健診の受診票などももらいます。

^{も い} 持って行くもの	^{にんしんとどけでしよ びょういん} ・妊娠届出書（病院でもらいます） ^{ざいりゅう} ・在留カード ^{マイナンバーカード} ・マイナンバーカード
------------------------	--

②③^{あか}赤ちゃんが生まれたとき ^{じゅうみんか}住民課 ☎ 0595-22-9645

^{あか う ひ か い ない しやくしょ しゅっしょうとどけ}赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、市役所に「^だ出生届」を出します。

^{も い} 持って行くもの	^{しゅっしょうとどけ びょういん} ・出生届（病院でもらう） ^{とう かあ} ・お父さん・お母さんの ^{ざいりゅう} 在留カードとパスポート ^{ぼ し けんこうてちょう} ・母子健康手帳	
------------------------	--	---

※^{とう かあ りょうほうがいこくじん にゅうかん い あか}お父さんとお母さんが両方外国人のときは、入管に行って赤ちゃんの
^{ざいりゅう}在留カードをもらいます。（⇒P8）

しょうがっこう はい まえ さい い か こ ほいくしょ えん ようちえん にんてい
 小学校に入る前の6歳以下の子どもは、保育所(園)や幼稚園、認定
 こども園などに通うことができます。

ほいくしょ えん 保育所(園) こうりつほいくしょ えん 公立保育所(園) しりつほいくえん と私立保育園が あります。	おや しごと びょうき ・親が仕事や病気などのとき、0歳から小学校に入 るまでの子どもが通います。遊びながらいろいろな ことを学びます。 りよう じかん げつようび きんようび ・利用できる時間(月曜日から金曜日) こうりつ (公立) 7:30~18:00 しりつ (私立) 7:00~18:00 かよ まえ とし がつ もうしこみ ・通いたいときは、前の年の10月ごろに申込をします。
ようちえん 幼稚園	さい しょうがっこう はい ・3歳から小学校に入るまでの子どもが通います。 遊びながらいろいろなことを学びます。 りよう じかん げつようび きんようび ・利用できる時間(月曜日から金曜日) 8:30~14:00 おや はたら ・親が働いているときなどに、夕方まで利用する ことができます。 かよ まえ とし がつ もうしこみ ・通いたいときは、前の年の9月ごろに申込をします。
しりつにんてい えん 私立認定こども園	ようちえん ほいくしょ えん りようほう とくちょう ・幼稚園と保育所(園)の両方の特徴があります。 かよ まえ とし がつ もうしこみ ・通いたいときは、前の年の10月ごろに申込をします。

※3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの保育料・副食費は無料(0円)

です。教材費などは施設に問い合わせてください。



- 日本人の6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。(義務教育)
- 6歳からは「小学校」、12歳から15歳までは「中学校」に通います。
- 学年は4月に始まり、次の年の3月に終わります。
- 外国人の子どもも日本の小学校や中学校に通うことができます。
(市役所で申し込みます。)
- 住んでいるところ(住所)で通う学校が決まります。

にゅうがくせつめいかい 入学説明会	が しょうがっこう ねんせい こ にゅうがく ・ 4月から小学校1年生になる子どもは、入学する しょうがっこう がつごろ せつめいかい 小学校で11月頃に説明会があります。 が ちゅうがっこう ねんせい こ にゅうがく ・ 4月から中学校1年生になる子どもは、入学する ちゅうがっこう がつ がつごろ せつめいかい 中学校で11月～1月頃に説明会があります。
かね お金	じゅぎょうりょう きょうかしだい きゅうしょく ひ むりょう えん ・ 授業料、教科書代、給食費は無料(0円)です。 きょうざいひ かね ・ 教材費はお金がかかります。 しゅうにゅう すく かね はら ひよう ・ 収入が少なくお金が払えないときなど、費用を えんじょ ばあい しゅうがくえんじょ 援助してもらえる場合があります。(就学援助)
にほんご べんきょう 日本語の勉強 (しよきてきおうしどう 初期適応指導 きょうしつ 教室)	にほん がっこう かよ がいこくじん はじめて日本の学校へ通うことになった外国人の じどう せいと にほんご まった はな ばあい 児童・生徒で、日本語が全く話せない場合や、ほとん わ ばあい げつかんにほんご がくしゅう ど分からない場合、3か月間日本語などの学習をする ことができます。
しんろ 進路ガイダンス	がいこくじん じどう せいと ほごしゃ どう かあ 外国人の児童・生徒と保護者(お父さんやお母さん) こうこう はい せつめいかい がつごろ に、高校に入るための説明会があります。(9月頃)

②⑥ 高等学校（高校）・大学・短期大学・専門学校

■ 高等学校（高校）

中学校を卒業した人（日本の中学校を卒業していなくても、
同じ程度の学力があると認められた人）が入学試験を受けて、
合格したら通うことができます。

夜に通う「定時制」の高校、インターネットなどを使って勉強する
「通信制」の高校もあります。

相談 相談するところ	・ 県立の高校 三重県教育委員会事務局高校教育課 ☎ 059-224-3002 ・ 私立の高校 三重県環境生活部私学課私学班 ☎ 059-224-2161
-----------------------	---

■ 大学・短期大学・専門学校

高校を卒業した人は、大学や短期大学（短大）などに入学する
ための試験を受けることができます。

合格したら通うことができます。

行きたい学校に直接聞いてください。

②⑦そのた

■放課後児童クラブ

しょうがっこう じゅぎょう お
小 学 校 の 授 業 が 終 わ っ た あ と、 親 が 働 いて いる な ど で 子 ど も の 世 話 が
できないときは、放課後児童クラブに子どもを預けることができます。

りようじかん 利用時間	じゅぎょう ほうかご がっこうしゅうりょうご 授 業 の あ と (放 課 後) ・ ・ ・ 学 校 終 了 後 ～ 18:00 ちようき やす 長 期 の お 休 み な ど ・ ・ ・ 8:00 ～ 18:00
かね お 金 りようりょう (利用料)	じゅぎょう ほうかご まいにちりょう ばあい 授 業 の あ と (放 課 後) 毎 日 利 用 す る 場 合 げつがく えん ひとり ・ ・ ・ 月 額 8,000 円 / 1 人 ちようき やす りよう べつ かね 長 期 の お 休 み に 利 用 す る と き は、 別 に お 金 が か か り ま す。
ほか そ の 他	まいねんど とうろくしんせい ひつよう 毎 年 度、 登 録 申 請 が 必 要 で す。
そうだん 相 談 す る と ころ	こども政策課 ☎ 0595-22-9677

■子どもの勉強 (学習支援)

	がくしゅうしえんきょうしつ 学 習 支 援 教 室 「さ さ ゆ り」	かんじがくしゅうしえんきょうしつ 漢 字 学 習 支 援 教 室
ひ 日 に ち じかん 時 間	どようび 土 曜 日 14:00 ～ 16:00	すいようび 水 曜 日 15:30 ～ 16:30
ところ	いがし そうごうふくしかいかん かい 伊 賀 市 総 合 福 祉 会 館 2 階	いが かい ハ イ ト ピ ア 伊 賀 4 階
さんか 参 加 できる人 ひと	しょうがっこう ねんせい 小 学 校 5 年 生 か ら ちゅうがっこう 3 ねんせい 中 学 校 3 年 生	しょうがっこう ねんせい ねんせい 小 学 校 1 年 生 か ら 4 年 生
りようりょう 利 用 料	かい えん 1 回 200 円	いっかげつ えん 1 ヶ 月 200 円
そうだん 相 談 す る と ころ	ほうじん い が つたまる NPO 法 人 伊 賀 の 伝 丸 ☎ 0595-23-0912 ☎ 080-3590-7612	いが し こくさいこうりゅうきょうかい 伊 賀 市 国 際 交 流 協 会 ☎ 070-4455-4900

■その他 ほか こそだ
子 育 て の く わ し い こ と は
こ ち ら か ら み て く だ さ い ☎

伊賀流
未来応援の術



こうつう 交通ルール

あんぜん にほん し
安全のために日本のルールを知っておきましょう。

ある ②8 歩くとき

- ・ 歩道（人が歩くための道）を歩きます。
- ・ 歩道がない道路では、道の右側を歩きます。
- ・ 道路を渡るときは、信号がある所や横断歩道を渡ります。



じてんしゃ の ②9 自転車に乗るとき

- ・ 自転車は車道（車が走る道）の左側を走ります。
- ・ お酒を飲んで、自転車に乗ってはいけません。
- ・ 傘や携帯電話（スマートフォン）を使いながら乗ってはいけません。
- ・ 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶります。
- ・ 伊賀市（三重県）では、自転車に乗る人は、自転車損害賠償責任保険に入ります。



くるま ③0 車やバイクを運転するとき

- ・ 車やバイクを運転するための免許が必要です。
- ・ （運転免許の学科試験は英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語で受けることができます。）
- ・ 車やバイクを運転するときは、運転免許証を持ちます。
- ・ 車を運転する人も、一緒に乗る人も、安全のためにシートベルトをします。
- ・ バイクを運転する人は、ヘルメットをかぶります。
- ・ 車やバイクを運転しているとき、携帯電話（スマートフォン）は使えません。
- ・ お酒を飲んだときは運転できません。

③こんなときは

■ 情報を知りたいとき

● 多言語情報紙「いが」

市からのお知らせや生活に関する情報が書いてあります。

(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・

やさしい日本語)



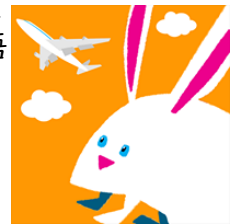
● 広報いが

多言語対応アプリ「カタログポケット」で見ることができます。

(日本語・英語・韓国語・中国語(繁・簡)・タイ語・ポルトガル語

スペイン語・インドネシア語・ベトナム語)

※翻訳は機械翻訳です。



● 伊賀市ホームページ

市からのお知らせを見ることができます。

(日本語・英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語)

※翻訳は機械翻訳です。

やさしい日本語 ※やさしい日本語で漢字にふりがながつきます。



● 外国人生活支援ポータルサイト

国からのお知らせなどを見ることができます。

(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・韓国語・

タイ語・タガログ語・インドネシア語ほか)

※翻訳は機械翻訳です。



■ 相談したいとき

● 多文化共生課

☎ 0595-22-9702

🕒 月～金 8:30～17:15



相談員：ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・やさしい日本語

映像通訳：ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・フランス語

ネパール語・ヒンディー語・ロシア語・インドネシア語・ミャンマー語・マレー語

● 多文化共生センター

☎ 0595-22-9629

🕒 月～金 9:00～17:00



場所：上野丸之内500番地 ハイピア伊賀4階

相談員：ポルトガル語（水）・スペイン語（水）・中国語（月・木）・英語（火・木）・

タガログ語（火・木）・ベトナム語（金）・やさしい日本語

映像通訳：ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・フランス語

ネパール語・ヒンディー語・ロシア語・インドネシア語・ミャンマー語・マレー語

● みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)

☎ 080-3300-8077

🕒 月～金 9:00～16:00



ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・

インドネシア語・ネパール語・韓国・朝鮮語・日本語

● NPO法人伊賀の伝丸

☎ 0595-23-0912

🕒 月・水・金 10:00～16:00



■在留（日本にいる）の相談

●外国人のための行政書士相談・行政書士に相談できます。予約します。

☎ 0595-22-9702 (多文化共生課)

毎月第1木曜日 (6月・9月・12月・3月は第2日曜日)

場所：上野丸之内500番地ハイトピア伊賀4階

●外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570-013904

🕒 月～金 8:30～17:15

ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・インドネシア語ほか



■生活に困ったときの相談

●生活支援課

☎ 0595-22-9650

🕒 月～金 8:30～17:15

■仕事を探したいとき

●ハローワーク伊賀

☎ 0595-21-3221

場所：四十九町3074番地の2

🕒 月～金 8:30～17:15 (月・火・水) ポルトガル語・スペイン語・英語

■仕事のことで困ったとき

●伊賀労働基準監督署

☎ 0595-21-0802 (監督・安衛課) ☎ 0595-21-0803 (労災課)

場所：緑ヶ丘本町1507番地の3

🕒 月～金 8:30～17:15

がいこくじんろうどうしやそうだん ●外国人労働者相談コーナー		
ばしょ 場所	よっかいちろうどうきじゅんかんとくしよ 四日市労働基準監督署 よっかいちしんしやう 四日市市新正2-5-23  059-342-0340	つろうどうきじゅんかんとくしよ 津労働基準監督署 つしまざきちやう ばん 津市島崎町327番2  059-227-1282
げんご 言語	ポルトガル語・スペイン語	ポルトガル語・スペイン語・ えいご 英語

※つうやく通訳が欲しい時は、ほ電話をしてとき確認してください。

がいこくじんろうどうしや お そうだん
●外国人労働者向け相談ダイヤル


 **0570-001-70**

えいご①・ちゅうごくご中国語②・ポルトガル語③・スペイン語④・タガログ語⑤・ベトナム語⑥ ほか

 げつ月～きん金 8:30～17:15

にほんご べんきやう **■日本語を勉強したいとき**

いがにほんご かい
●伊賀日本語の会


 **090-3425-7099**

 すいようび 水曜日 19:30～20:40
 どようび 土曜日 19:00～20:30

ばしょ いがし そうごうふくしかいかん
場所：伊賀市総合福祉会館

かね かい えん
お金：1回200円

※オンラインクラスもあります。

●つながるひろがるにほんごでのくらし（文化庁）


せいかつ にほんご まな にほんごがくしゅう
生活のための日本語が学べる日本語学習サイトです。

③伊賀市の大きなまつり・イベント

【上野天神祭り】

400年以上続くおおきなまつりです。

9基のだんじり（くるま）と鬼が町の中を回ります。

「ユネスコ無形文化遺産」、「国指定重要無形民俗文化財」になっています。

上野天神祭りは、毎年10月25日までの1番近い金曜日・土曜日・日曜日にあります。

●イベント

なまえ	とき
伊賀上野NINJA フェスタ	5月のはじめ
市民夏のにぎわいフェスタ	8月
ライトアップイベント「お城のまわり」	8月の中ごろ
伊賀市国際交流フェスタ	10月のはじめ



い が し ^がいこくじん
伊賀市でくらす外国人のためのガイドブック

れいわ ねん がつ かいてい
2025（令和7）年4月 改訂

い が し たぶんかきょうせいか
伊賀市多文化共生課

みえけん い が し しじゅくちょう ばんち
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

TEL 0595-22-9702

<https://www.city.iga.lg.jp/0000011976.html>

